主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人海老名利一及び被告人各提出の控訴趣意書記載のとおり(いずれも事実娯認)であるから、これを引用する。

各控訴趣意中原判示第一の(一)の事実に関する部分について。

よつて刑事訴訟法第三九六条により本件控訴を棄却すべきものとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 矢部孝 裁判官 中村義正 裁判官 小野慶二)